

最新のWEB制作とSEO対策

グーグルは頻繁にアルゴリズムを変更します。その度に、その対策に追われていました。

最近のアルゴリズムは、ある意味簡単で、人間が見てレベルが高いと思うWEBを制作すれば良いということになります。

☆具体的には下記の施策が必要となります。

1. コンテンツの量
30ページ以上が望ましい。
2. コンテンツの質
人間が見て、綺麗で、どんどんクリックしてしまい、長く滞在するようなコンテンツ

3. 高い更新頻度
4. 質の高い被リンクの量(自サイトと関連性の高いサイトからの適切なワードによる被リンク)
5. クリック数や滞在時間などを実際に獲得。外部からの誘導(WEB広告やSNS等)を含む。
6. グーグル検索の地図でも上位表示させる
7. 適切なタイトルとh1など(HTML)
8. 適切なサイト構成(わかりやすさと見て欲しいページへの適切な誘導)とサイト内リンク
9. 適切なグーグル検索キーワード設定
例: クリニックなら「近所の駅名 × 診療科目名」

最後に:

下記のすべてが優秀な方でないと、良いWEBサイトにはなりません。相応の予算が必要になります。また、レベルの高いSEO対策は別費用のことが多いです。
サイト構成等(プロデューサー)・コンテンツ(コンテンツディレクター)・デザイン(デザイナー)・HTML等(プログラマー)。



✓消費税軽減税率導入まであと1年!

◆消費税軽減税率制度の概要

2019年(平成31年)10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率(8%)の対象となるのは、次の2品目です。

・飲食料品…飲食料品(酒類を除く)

※外食やケータリング等を除く。
・新聞…週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

◆区分記載請求書等保存方式が始まる

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が8%と10%の複数税率になりますので、2019年10月1日から2023年9月30日までの間は税率ごとの区分経理が必要です。また、区分経理に対応した帳簿及び請求書等の保存も要件となります。

◆適格請求書等保存方式(インボイス制度)

2023年10月1日以降、複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス制度」が導入されます。適格請求書(インボイス)は、適格請求書発行事業者として登録を受けた事業者でなければ交付できませんので、適格請求書発行事業者となるためには、2021年10月1日以降、登録申請書を税務署に提出しておかなければなりません。免税事業者は、課税事業者となることを選択し、登録申請書を提出すれば適格請求書発行事業者となることができます。

◆レジの導入はお早めに

複数税率対応レジを導入することで、区分記載請求書等の発行が簡単にできるようになります

所長のひとこと

秋も深まり、皆様いかがお過ごしでしょうか?

当事務所も含め、年末の繁忙期の準備に追われている関与先も多いのではないのでしょうか。

年末調整資料を11月5日に送付させていただきましたので、ご査収の上、12月5日までのご返送、どうぞよろしくお願いいたします(年末調整を当事務所にご依頼される関与先様)。

今年の年末調整は、「平成30年分給与所得の配偶者控除等申告書」の様式・内容が大幅に変更となっておりますので、ご留意の上、ご作成ください。

今年の12月以降の繁忙期は、私以外に、税理士1名・社会保険労務士1名・税理士

試験受験生1名・公認会計士試験受験生2名・FP1名・その他職員3名の総勢10名で、関与先様のサポートに尽力いたしますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。



お仕事カレンダー 平成30年11月



秋も深まり、冷え込んで参りました。
お風邪など召されませぬようお願い申し上げます。

日	曜日	項目	日	曜日	項目
1	木		18	日	
2	金		19	月	
3	土	文化の日	20	火	
4	日		21	水	
5	月		22	木	
6	火		23	金	勤労感謝の日
7	水		24	土	
8	木		25	日	
9	金		26	月	
10	土		27	火	
11	日		28	水	
12	月	■ 源泉所得税、住民税の特別徴収税額 (10月分)の納付期限	29	木	
13	火		30	金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 9月決算法人の確定申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税・法人事業所税> ■ 3月決算法人の中間申告<法人税・消費税等・法人住民税・法人事業税>(半期分) ■ 消費税の年税額が400万超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税等> ■ 所得税の予定納税額の納付(第2期分) ■ 個人事業税の納付(第2期分)
14	水				
15	木				
16	金				
17	土				



我妻総合会計事務所
WAGATSUMA TAX & CONSULTING